

## 処方に関する問い合わせ事前包括合意プロトコル合意書

日本医科大学千葉北総病院（以下、甲という）と 保険薬局名称：

（以下、乙という）は、甲の院外処方箋に係わる薬剤師法第 23 条 2 項の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、乙における「処方に関する問い合わせ事前包括合意プロトコル」の運用は、患者が不利益を被らないように十分な説明の上、同意を得てから適用し行うものとする。

また、本事前包括合意プロトコルは正当な疑義照会の機会を妨げるものではないものとする。

## 記

## 1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「処方に関する問い合わせ事前包括合意プロトコル」（別紙）にあげる「処方に関する問い合わせ事前包括合意プロトコルに係る項目の具体例」については、薬剤師法 第 23 条 2 項 に規定する医師の同意が事前に包括的に得られたものとして、個別の処方医への同意確認を不要とする。

## 2. 運用開始について

令和 年 月 日 から運用を開始とする。

## 3. 合意内容の変更について

合意内容の変更については、随時行い、最新の事前包括合意プロトコルは、日本医科大学千葉北総病院 薬剤部のホームページ等に公開掲示し周知するものとし、必ずプロトコル適用時に都度確認することとする。その際、事前包括合意プロトコルの変更時に新たな合意書の締結は行わず、病院 及び 薬局の両者から特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとして取り扱う。

## 4. 合意の解除、内容変更について

病院又は患者へ著しく不利益を与えたり、プロトコル合意継続が困難と判断される場合には直ちに本合意の全部又は一部を強制的に解除できるものとし、損害賠償を請求することができる。また、合意の内容の変更については必要時協議を行うこととする。

令和 年 月 日

名称（甲）： 学校法人 日本医科大学  
日本医科大学千葉北総病院  
住 所： 〒270-1694 千葉県印西市鎌苅1715  
代表者氏名： 印

名称（乙）：  
住 所：  
代表者氏名： 印

以 上

## 処方に関する問い合わせ事前包括合意プロトコル合意書

日本医科大学千葉北総病院（以下、甲という）と 保険薬局名称：

（以下、乙という）は、甲の院外処方箋に係わる薬剤師法第 23 条 2 項の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、乙における「処方に関する問い合わせ事前包括合意プロトコル」の運用は、患者が不利益を被らないように十分な説明の上、同意を得てから適用し行うものとする。

また、本事前包括合意プロトコルは正当な疑義照会の機会を妨げるものではないものとする。

## 記

## 1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「処方に関する問い合わせ事前包括合意プロトコル」（別紙）にあげる「処方に関する問い合わせ事前包括合意プロトコルに係る項目の具体例」については、薬剤師法 第 23 条 2 項 に規定する医師の同意が事前に包括的に得られたものとして、個別の処方医への同意確認を不要とする。

## 2. 運用開始について

令和 年 月 日 から運用を開始とする。

## 3. 合意内容の変更について

合意内容の変更については、随時行い、最新の事前包括合意プロトコルは、日本医科大学千葉北総病院 薬剤部のホームページ等に公開掲示し周知するものとし、必ずプロトコル適用時に都度確認することとする。その際、事前包括合意プロトコルの変更時に新たな合意書の締結は行わず、病院 及び 薬局の両者から特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとして取り扱う。

## 4. 合意の解除、内容変更について

病院又は患者へ著しく不利益を与えたり、プロトコル合意継続が困難と判断される場合には直ちに本合意の全部又は一部を強制的に解除できるものとし、損害賠償を請求することができる。また、合意の内容の変更については必要時協議を行うこととする。

令和 年 月 日

名称（甲）： 学校法人 日本医科大学  
日本医科大学千葉北総病院  
住 所： 〒270-1694 千葉県印西市鎌苅1715  
代表者氏名： 印

名称（乙）：  
住 所：  
代表者氏名： 印

以 上